

災害等における
物資等の緊急輸送業務 及び
応急対策業務に関する協定書

矢板市・栃木県トラック協会塩那支部
矢板地区協議会

災害等における物資等の緊急輸送業務及び応急対策業務に関する協定書

矢板市（以下「甲」という。）及び栃木県トラック協会塩那支部矢板地区協議会（以下「乙」という。）は、市内あるいはその他の市町村において、災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）の物資等の緊急輸送業務（以下「緊急輸送業務」という。）及び市内において、災害等のある場合における応急対策業務（以下「応急対策業務」）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、緊急輸送業務及び応急対策業務（以下「業務」という。）の実施に際し、円滑な業務及び迅速な対応を行うため、甲が乙に協力を要請する手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、業務の実施に関し、乙の協力を必要とするときは業務協力要請書（様式1 以下「要請書」という。）をもって、乙に協力を要請するものとする。ただし、規定にかかわらず、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請できるものとし、甲は、事後、速やかに乙に要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 輸送業務の期間
- (3) 輸送する物資及び場所
- (4) 必要とする車両数、車両の種類、大きさ及び人員
- (5) その他必要な事項

（業務の遂行）

第3条 乙は前条の規定により、甲から要請を受けたときは、その内容について、速やかに手配し業務に当たるものとする。この場合において、乙は、特別な理由がない限り、他に優先して乙に所属する事業者を指定し、甲が必要とする車両及び人員並びに物資等を保管する場所について、可能な限り協力に応じるものとする。

（協力の内容）

第4条 乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 輸送用車両及び人員の派遣
- (2) 資機材（重機等）及び人員の提供
- (3) 甲において災害等における生活物資等の供給協力協定を締結している業者との輸送協力
- (4) 災害救援物資等の保管場所の提供

(業務報告)

第5条 乙は前条に掲げる協力をした場合、業務実施報告書（様式2以下「報告書」という。）により、当該業務終了後、速やかに業務の実施内容等を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって報告できるものとし、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

(災害等時の情報提供)

第6条 甲及び乙は、業務を円滑に行うため、その保有する災害等に関する情報を相互に提供するものとする。

(連絡責任者)

第7条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達、その他の連絡を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を所管する連絡責任者を予め指定し、それぞれに通知するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が業務を実施した場合に要した次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 業務に要した人件費
- (2) 業務に要した車両等の経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、業務に要した経費

2 前項の業務に要した経費の算定については、災害発生前の価格を基準とし、甲・乙協議のうえ定める。

(災害補償)

第9条 業務の実施中に従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年栃木県条例第31号）が適用される場合は、甲が補償する。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定の締結のあった日から効力を生じ、甲・乙いずれから協定の解除の申し出がない限り継続するものとする。なお、協定の内容の見直しが必要となった際は、甲・乙協議のうえ、協定内容の変更を行うことができる。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ、決定するものとし、定期的に会議等を実施し、有事の際、柔軟且つ迅速な対応が行えるようにする。

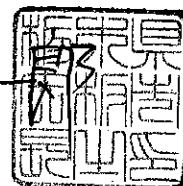
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年4月27日

(甲) 栃木県矢板市本町5番4号

矢板市長

齊藤淳一



(乙) 栃木県矢板市越畠398番地1

栃木県トラック協会塩那支部

矢板地区協議会

地区長

藤島榮

